

法務総合研究所

研究部報告

36

個人情報に関連する犯罪に関する研究

2007

法務総合研究所

は し が き

この研究部報告第36号は、法務総合研究所の研究部と国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所）が平成17年度及び18年度に共同で実施した、「個人情報に関連する犯罪に関する研究」の結果を取りまとめて刊行するものである。

近時、我が国では、氏名、住所、インターネット利用時におけるID、パスワードといった個人識別情報の漏えい事件、流出した個人情報を悪用した他人の成りすましによる各種事件が報道されている。成りすましによる犯罪は、他人の成りすましと知らずに欺かれて取引・手続に応じた側にも、情報を悪用された本人にも被害を及ぼし、その内容も財産的なものから信用・名誉といった非財産的なものまで広範なものとなる。その深刻さは、国際的にも認識され、国連犯罪防止・刑事司法委員会において取り上げられ、現在、各国の状況に関する調査研究が行われている。

本研究の対象となったアメリカ合衆国は、早くから個人情報の所持・移転・使用行為を禁止する Identity Theft 罪を連邦法上の犯罪とし、被害防止のための各種対策を講じている先進国である。カナダは、上記国連での調査研究において積極的な役割を果たし、国内的にはアメリカ合衆国類似の罪の創設を検討しながら、被害防止対策を実施している。本報告は、両国において社会的に利用されている個人情報の種類・役割といった背景を踏まえて、立法的及び犯罪被害防止のための各種取組みについて取りまとめるとともに、我が国において社会的に利用されている個人情報の種類・役割と、他人の個人情報を悪用した犯罪への対策について分析を行ったものである。本報告が今後の我が国の個人情報関連犯罪対策を検討するに当たっての基礎的な資料を提供するところとなれば幸いである。

おわりに、本研究の実施に当たって御協力をいただいた調査対象諸国の関係機関及び関係者並びに在外の日本国大使館等の関係機関の方々に対し、改めて謝意を表する次第である。

平成19年3月

法務総合研究所長

松 永 榮 治

要 旨 紹 介

本報告を利用するに当たっての参考に、その要旨を紹介する。

1 アメリカ合衆国

(1) Identity Theft 罪

アメリカ合衆国（以下「アメリカ」という。）では、1998年に成立した連邦法（Identity Theft and Assumption Deterrence Act）により、違法な目的で権限なく他人の個人識別情報を「移転」又は「使用」することを禁止する Identity Theft 罪（以下「ID Theft 罪」という。）が創設された。さらに、2005年に成立した連邦法（Identity Theft Penalty Enhancement Act）により、「所持」行為も禁止対象となったほか、加重 ID Theft 罪が新設された。

これらの連邦法は、実在の自然人（生存・死亡を問わない。）の、氏名、生年月日、社会保障番号（Social Security Number）、クレジットカード情報、指紋等の生体認証情報等の移転、所持、又は使用を禁止するものである。

また、二重主権国家であるアメリカでは、48の州法上で別途、ID Theft 罪が犯罪化されている。

(2) 個人情報関連犯罪の動向

ID Theft 罪が創設される前の1995～1997年（会計年度）に、U.S. シークレットサービスが逮捕した経済事犯のほとんど（93～94%）が、何らかの形で他人の個人識別情報を不正取得又は使用した事犯であり、事件数にも増加傾向が認められた。また、同会計年度期間中、合衆国郵政観察（U.S. Postal Inspection Service）が実施した捜査によると、他人の郵便物を勝手に転送して盗む郵便窃盗事案の大幅な増加と、郵便窃盗担当者と不正取得にかかるクレジットカード悪用者などとの犯行手口の役割分担及び組織化傾向が認められた。1997年度中、米国ビザ社（VISA U.S.A. Inc.）が提携している銀行が、クレジットカードの不正取引によって受けた損失は、4億9千万ドルにも及んだ。このような状況に対処するため、ID Theft 罪が創設された。

連邦商取引委員会（Federal Trade Commission）が把握した ID Theft の被害申告件数は、2003年は21万5,177件、2004年は24万6,847件、2005年は、25万5,565件と、年々増加している。被害態様の面では、クレジットカード関係（新規のクレジットカード口座の作成、既存のクレジットカード口座の悪用）が最も多いほか、被害者名義の冒用による携帯電話契約の締結・銀行口座の開設・就職・借財等が認められた。また、被害者名義で犯罪が行われたことによる身に覚えの無い刑事責任の追及、インターネットやEメール名義の盗用等の多様な被害が認められた。

(3) 関係機関による被害防止のための取組み

連邦商取引委員会では、電話とインターネットによる ID Theft 被害相談受付窓口を設置し、各被害者に助言を与えるほか、被害予防のための分かりやすいパンフレットを配布するなどして啓発活動を行っている。また、集積された被害申告をデータベース化し、国内外の関係機関に情報提供を行い、犯罪摘発等に役立てている。

2 カナダ

(1) ID Theft 行為に対する法的規制

カナダでは、アメリカでいう ID Theft 罪に相当する犯罪規定はないが、個人識別情報の悪用による犯

罪に対処するため、他人の個人識別情報を取得し、移転し、所持し、使用する行為を犯罪化してはどうかという議論がある。

カナダの現行法による規制状況は、我が国のそれと類似している。すなわち、クレジットカード情報等の財産権に関する情報を除き、氏名、生年月日、住所といった非財産的情報の不正な入手、所持は、窃盗、詐欺等の既存の犯罪類型では処罰できない。非財産的情報の使用行為に関しては、旅券の偽造罪等によって処罰される場合がある。

選挙における不正行為を取り締まることを想定して作られた詐称罪 (personation) は、実在する自然人 (死者・生者を問わない。) に成りすます行為を禁止しているが、實際上、あまり活用されていない。

(2) 関係機関による被害防止の取組み

連邦警察とオンタリオ州警察が共同運営するフォンバスターズ (Phone Busters) は、コールセンターを設置し、ID Theft や詐欺等の被害相談を受け、助言等を行い、インターネットやパンフレットによる犯罪予防・啓蒙活動を行っているほか、データの収集、分析を行い、各法執行機関に情報提供し、犯罪摘発に役立っている。

また、連邦警察等によって、RECOL (Reporting Economic Crime On-Line) という24時間オンライン被害受付窓口も設置されている。

産業省 (Industry Canada) 内の消費者問題対応室 (Office of Consumer Affairs) を中心に発足した各州・準州の代表が参加する消費者委員会 (Consumer Measures Committee) では、立法による ID Theft 規制の議論を行うほか、一般消費者向け及び企業向けに被害防止のためのパンフレットを配布するなどしている。

3 日本

(1) 各種個人識別手段の利用の実態

我が国で個人の身元を証明する手段として広く使われ社会的信頼度の高い、自動車運転免許証、健康保険被保険者証、住民票、旅券、外国人登録証明書について、東京地方裁判所で判決のあった詐欺事案を参考に、不正使用の実態について検討したところ、これらの身分証明文書のいずれもが身元詐称による不正な入手や偽造の危険にさらされていること及びこれらの身分証明文書を用いた他人名義による預貯金口座の通帳・キャッシュカードの不正入手、消費者金融での借財、携帯電話契約が多く行われていることが認められた。

(2) 立法対策の状況

個人情報の不正な取得、所持、移転、使用という一連の行為のうち、我が国では現行法上、原則として、使用行為による法益侵害 (文書偽造、詐欺、不法入国等) が発生するまで、処罰対象とはならない。例外的に情報そのものの取得、所持、移転等が処罰されるものとして、支払用カードに関する電磁的記録の情報の取得、提供、保管 (刑法第163条の4)、営業秘密の記録媒体等の複製の作成 (不正競争防止法第21条第1項第5号ロ)、預貯金口座キャッシュカード暗証番号、ネットバンキングのID、パスワードの授受 (金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第16条の2) 等がある。

インターネットを悪用した個人情報の不正取得が行われるフィッシングに対しては、有名企業のホームページに酷似する偽のホームページを作成し公表する行為を著作権法違反として擬律し、取得した他人のID、パスワード等の個人情報を用いた不正アクセス行為が認められれば、さらに不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反として擬律することによって対処した事案がある。

このほか、個人情報の不正な取得行為に対処するため、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成18年法律第74号)によって、従来、何人でも不特定多数の個人情報について閲覧請求が可能であった制度が改められ、閲覧可能な条件が限定されるとともに、違反に対する罰則も定められた。また、成りすまし行為に対処するため、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(平成14年法律第32号)によって、金融機関等による顧客の本人確認が義務付けられ、通帳等の不正な譲渡が罰則付きで禁止されるようになったほか、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」(平成17年法律第31号)によって、携帯電話事業者による顧客の本人確認が義務付けられ、本人確認を行わない携帯電話端末の授受等が罰則付きで禁止されるようになった。

現在審議中の「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」により不正指令電磁的記録等作成等の罪が新設されると、スパイウェアなどの不正プログラムを用いて他人の情報を取得する場合について、不正プログラムを実行の用に供したという形で処罰が可能になることも考えられる。

研究部長

窪田守雄

個人情報に関連する犯罪に関する研究

研究官 太田 玲子
法務省矯正局付（前教官） 池田 暁子
研究官補 姫田 卓朗

目 次

第1	はじめに	5
第2	本稿で検討を行った範囲	7
第3	アメリカ	9
1	連邦と州との関係	9
(1)	政治体制	9
(2)	立法	9
(3)	捜査	9
(4)	司法	10
2	Identity Theft 罪	10
(1)	立法の背景	10
(2)	アメリカにおける特徴的な事項	12
ア	社会保障番号	12
イ	クレジットカード	13
ウ	信用情報管理会社 (CRA)	14
(3)	関連する犯罪	15
(4)	ID Theft 罪の構成要件	16
ア	立法状況	16
イ	所持と、その他の実行行為の未遂との関係	17
ウ	使用とその他の詐欺行為などとの関係	17
エ	共謀罪	17
オ	「他人の身分証明の手段」の意味	18
(ア)	「他人の」	18
(イ)	「身分証明の手段」	18
(5)	加重 ID 罪	18
3	通報・捜査態勢	19
(1)	被害情報のデータベース化	19
ア	データベースの役割, 性質	19
イ	被害申告の受付	20
ウ	データベースの相互補完	21
エ	データベースの活用	21
オ	データの統計状況	22
(2)	起訴における事実の選別	24
(3)	犯罪目的の立証	25
(4)	具体的手口	25
4	その他の規制・取組み	26
(1)	被害者への利便性向上	26
(2)	Real ID	26

第4	カナダ	28
1	連邦と州との関係	28
2	現行法における個人情報に関連する犯罪の規制	29
(1)	窃盗罪	29
(2)	詐欺罪	29
(3)	贓物所持罪	30
(4)	偽造罪	30
(5)	詐称罪	30
(6)	共謀罪	31
3	立法に向けての議論	31
4	通報・その他の取組み	32
(1)	フォンバスターズ (Phone Busters)	32
(2)	Reporting Economic Crime On-Line (RECOL)	33
(3)	Department of Public Safety and Emergency Preparedness of Canada (PSEPC)	34
(4)	Industry Canada (産業省)	34
第5	日本における現状	36
1	公的証明手段	36
(1)	自動車運転免許証	36
(2)	健康保険被保険者証	36
(3)	住民票	37
(4)	旅券	38
(5)	外国人登録証明書	38
2	取引上における個人の確認	38
3	個人情報に関連する犯罪の刑事的規制状況	40
(1)	個人情報の使用	40
(2)	個人情報の取得	41
ア	公開情報の取得	41
イ	既に知っている他人の個人情報の悪用	41
ウ	他人の個人情報を、当該他人に知られない間に取得する場合	42
エ	個人情報を「騙し取る」行為	44
(3)	情報の所持・保管・移転	45
第6	最後に	47
	巻末資料	51